

認定職業訓練助成事業

1 目的

労働者の職業能力の開発及び向上を図るため、事業主や事業主の団体等(以下「事業主等」という。)が従業員に対して行う職業訓練を認定し、その運営費等を支援する。

2 事業内容

(1) 職業訓練の認定

知事は、事業主等からの申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、国が定める基準(教科、訓練期間、設備等)に適合するものであることを認定することができる。

(2) 補助金の交付

上記の認定を受けた職業訓練のうち、一定の基準(訓練生数等)を満たす訓練を行う事業主等に対し補助金を交付する。

①運営費補助金

○補助対象経費：職業訓練に要する経費(講師謝金、教材購入費等)

○補助対象者：事業主、事業主の団体、職業訓練法人等

○補助額(H27)：普通課程(訓練期間1～3年)

1,467,000円(固定費) + 62,000円 × 訓練生数

※ 補助基準単価の増額 1訓練科あたり 31.7%増

※ 補助要件の緩和 訓練生数5人以上→3人以上

短期課程(訓練期間6月未満)

8,150円 × 訓練時間数に応じた単位数 × 訓練生数

※ 補助基準単価の増額 1人あたり 59.7%増

※ 補助要件の緩和 訓練生数5人以上→1人以上

○補助率：2/3以内

②施設費及び設備費補助金

○補助対象経費：職業訓練共同施設及び職業訓練共同設備を設置し、又は整備するに要する経費

○補助対象者：施設費 職業訓練法人、市町村

設備費 中小企業の団体、市町村

○補助率：2/3以内

3 補助実績

実績 \ 年度	22	23	24	25	26	27 (見込み)
補助事業者数	23	21	22	23	22	22
運営費	1	2	2	2	0	1
設備費						
補助対象訓練生数(人)	171	131	96	88	82	110
普通課程	2,445	2,595	2,553	2,627	2,431	2,223
短期課程						